

第7 平成20年度における制度の推進方針

平成20年度は、いぶり火山マイスター検討委員会が作成したこの「洞爺湖有珠火山マイスター制度（平成20年3月）」に基づき、養成講座や認定審査の試行などを行い、本格実施に向け、この制度をよりよい形に仕上げて行くこととしています。

養成講座や認定審査の試行などは、北海道胆振支庁が設置する運営委員会が行うこととし、そのための各種要領等を整備します。

1. 平成20年度における制度の運営体制について

(1) 運営委員会の設置について

制度検討のために設置した「いぶり火山マイスター検討委員会」を改変して、「洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会」を設置し、次の事業を実施します。

- ① 制度の検討
- ② 平成20年度における洞爺湖有珠火山マイスター養成講座の試行
- ③ 平成20年度における洞爺湖有珠火山サポーター登録の試行
- ④ 平成20年度における洞爺湖有珠火山マイスターの認定

(2) 認定審査委員会の設置について

「洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会」に有識者等による「洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員会」を設置し、次の事業を実施します。

- ① 制度の専門的な検討
- ② 平成20年度における洞爺湖有珠火山マイスターの認定審査の試行

2. 制度の試行について

(1) 洞爺湖有珠火山サポーター登録の試行

平成20年度の洞爺湖有珠火山サポーター登録の試行は、運営委員会が行います。

なお、登録書は、運営委員会の委員長名で交付します。

(2) 養成講座(主催講座)の試行

平成20年度の養成講座(主催講座)の試行は、運営委員会が行います。

なお、内容や時期、場所などの詳細は、認定審査委員会で検討し、別途定めます。

(3) 洞爺湖有珠火山マイスター認定審査の試行・認定

平成20年度の認定審査の試行及び合否の決定は認定審査委員会が、洞爺湖有珠火山マイスターの認定は運営委員会が行います。

また、認定書は、運営委員会の委員長名で交付します。

なお、認定審査の受験資格は、洞爺湖有珠火山サポーターの登録者であることを要件としていますが、平成20年度においては、制度運用の初年度であるため、「洞爺湖有珠火山サポーターと同等の知識を習得していると認定審査委員会が認めた者」を追加することとします。

3. 平成20年度の主な検討課題について

平成20年度の運営委員会における主な検討課題は、次の3つが考えられます。

- ① 養成講座や認定審査の試行などを踏まえた制度の改善
- ② 平成21年度以降の運営体制
- ③ 火山マイスターの活動環境の整備